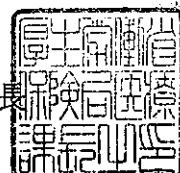


保医発第0331009号
平成16年3月31日

日本病院会長 殿

厚生労働省保険局医療課長



急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価（DPC）の診療報酬明細書
の記載について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）あて通知したので関係者に対して周知徹底を図られますよう、お願いいたします。



保医発第0331007号
平成16年3月31日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
各 国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価（DPC）の診療報酬明細書
の記載について

標記について、平成16年4月1日からは「特定機能病院等の入院医療の包括評価に係る診療報酬請求書等の記載要領（通知）」（平成16年3月30日保医発第0330002号）により取り扱われることとなったところであるが、「包括評価部分」欄の記載についての取扱いを下記のとおり定めたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

診療報酬明細書中の「包括評価部分」欄については、診断群分類点数表等に基づき、各月の算定式を記載し、入院月が複数月ある場合は、各月診療分を退院するまで、全て記載することとしているが、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法等の施行に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成16年3月19日保医発第0319001号）において、4月以前の各月における費用の算定時に適用した診断群分類区分と3月31日に適用した診断群分類区分が異なる場合には、3月の費用の請求により調整することとされていること等から、4月診療月分以降の診療報酬明細書については、3月請求分までの算定式の記載を省略して差し支えないものとする。